

生鮮農産物の安全性の確保（継続）

対策のポイント

安全な農産物を消費者に安定的に供給するため、適切な農業生産を
実践する取組であるGAPについて、推進体制の整備や産地実証等を行
い、産地や農業者の取組を支援します。

GAPとは

- ・GAPは、地域の気象条件等を踏まえ、実践すべき農作業の手順・方法を定め、
農作業の実践内容を記録し、記録を基に農作業の手順・方法を改善すること
により、農業者・産地が自らの生産工程を管理し、より適切なものとしていく取組で
す。GAPの取組は、ヨーロッパを中心に広がりつつあり、日本でも民間の認証制
度の運用が開始されています。安全な農産物の生産、環境の保全、国際競争力の強
化等の観点から、適正な農業生産を実践するための基礎であり、また、消費者・食
品事業者の農業生産に対する信頼を確保する上でも重要な役割を果たすものです。

政策目標

産地・農業者のGAPへの自主的な取組の拡大

1. 事業内容

(1) GAPの確立・普及

我が国の生産実態、気象条件等に対応し国際的にも調和のとれた実効性のある
GAPを構築するための調査・検討を行うとともに、講習会の開催等、全国規
模でGAPの導入・普及を推進する。

(2) 地域におけるGAPの導入・普及

産地において、都道府県、市町村、関係団体等から構成される推進協議会等を
開催するとともに、地域の生産実態に即した具体的なGAPの策定、研修課の
開催等、GAPの導入・普及を推進する。

2 事業実施主体 (1) 民間団体 (2) 都道府県 等

3 交付率 (1) 定額 (2) 定額(1/2以内)

4 事業実施期間 (1) 平成16年度～19年度 (2) 平成17年度～21年度

5 平成19年度概算決定額

(1) 生鮮農産物安全性確保対策事業費補助金 6(6)百万円

(2) 食の安全・安心確保交付金 2,513(2,702)百万円の内数

【担当課：消費・安全局農産安全管理課】